

実務対応報告公開草案第 39 号

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い
(案)に関するコメント2013 年 9 月 2 日
(一社)日本経済団体連合会
経 済 基 盤 本 部

総論

今般の公開草案の取扱いについては基本的に賛成である。最終とりまとめにあたっては、以下の点について留意して頂きたい。

1. 本実務対応報告の範囲について

結論の背景の第 24 項において、第 3 項、第 4 項に記載された内容と大きく異なる取引について、本実務対応報告の対象となるかどうかの判断に混乱が生じることを避けるため、「概ね以下から構成される」という表現を用いたということだが、対象範囲をより明確化するようにご検討頂きたい。

2. 会計処理について

以下 3 点につき、ご検討頂きたい。

- ① 「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理」において、新株発行方式や市場取得方式の取扱いを明記することをご検討いただきたい。
- ② 設例 4 件全てにおいて、信託終了時に信託への拠出額の費用処理を行う例を示しつつ、「期間按分することも考えられる」と記載されている。設例では委託者、信託いずれの決算期も 3 月末とされているが、この前提での「期間按分」の意味が不明確である。信託終了期を含む委託者の会計期間中の四半期を意味するのか、信託終了期を含む委託者の会計期間の前の期間を含めているのか明確にすべきである。また、期間按分の対象となる費用は、信託の損益全てであるのか、信託への当初拠出額であるのかを明確にして頂きたい。
- ③ 信託終了期の企業の損益計算書の表示について、設例 2 では債務保証損失と福利厚生費は別表示とされているが、福利厚生費としてまとめて表示することも容認すべきである。同様に、設例 1、2 における受取保証料も福利厚生費に含める事を容認すべきである。

さらに、設例 1、2 における信託終了前の企業の損益計算書の表示についても、受取保証料が独立表示とされているが、福利厚生費に含める事を容認すべきである。

3 開示について

連結財務諸表への注記要請について明示されていないが、四半期も含めその取扱いを確認したい。

4 適用時期等について

第 20 項に列挙される注記項目のうち、「(1)取引の概要」が掲げられているが、有価証券報告書で既に関示されていることから記載は不要と考える。仮に記載が必要とされる場合には、その具体的な項目を明記して頂きたい。

以 上